

米国政府監査院が特許訴訟に関する報告書を発表

2013年8月27日

JETRO NY 諸岡

米国政府監査院(GAO¹)は8月22日、特許訴訟に関する報告書²を発表した。

この報告書は、2011年9月に成立した改正特許法³で実施が定められていた調査⁴の結果を報告するものであり、

- 近年の特許訴訟の数と特性
 - 近年の特許訴訟に影響を与えている要因に関するステークホルダーの見解
 - 法制度改革が及ぼす特許訴訟への影響
 - 米国特許商標庁(USPTO)の活動が及ぼす今後の特許訴訟への影響
- を調査することを目的とし、2007年～2011年の特許侵害訴訟500件を分析対象とした。

主な分析結果は以下の通り。

- 提訴人の大部分が製品を製造する企業であり、不実施事業者(NPE)が提訴人である事件は全体の約20%であった
- 特許侵害訴訟件数および被提訴人数が大幅に増加しており、これは2011年9月に成立した改正特許法において、1訴訟において複数の被提訴人をまとめることの制限が厳しくなったことが影響している
- 調査期間における被提訴人増加数のうちの約89%がソフトウェア関連特許の訴訟によるものである

また、こうした結果が得られた要因として

- 特許権の範囲が不明確な特許が多く発行されていること

¹ Government Accountability Office：政府説明責任局や会計検査院と呼ばれることもある。

² 「[INTELLECTUAL PROPERTY; Assessing Factors That Affect Patent Infringement Litigation Could Help Improve Patent Quality](#)」 (PDF)

³ 2011年9月16日付NY発知財ニュース：[特許改革法案\(リーヒ・スミス米国発明法案\)成立](#) (PDF) 参照

⁴ 改正特許法第34条(改正後の特許法それ自体ではなく、特許法を改正する法律第34条を意味する)

- 訴訟により高額な損害賠償金を得ることができるという期待が訴訟提起の動機となっていること
- 特許権が有する価値に対する認識が企業において強まっていることを挙げている。

そのため、同報告書ではUSPTOに対し、特許侵害訴訟の動向を分析し、分析結果と特許審査のデータとを照らし合わせ、特許の質の向上、審査の改善に努めることを検討すること、を求めている。

(了)